

令和2年定例会

環境生活農林水産常任委員会説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第170号 工事請負契約について・・・・・・・・・・ 1  
（桑名市源十郎新田事案後期対策工事）
- 2 議案第172号 工事請負契約の変更について・・・・・・・・ 5  
（四日市市大矢知・平津事案支障除去対策（染み出し抑止工ほか）工事）
- 3 議案第179号 三重県環境学習情報センターの指定管理者の指定について・・ 7
- 4 議案第180号 三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について・・ 15

◎ 所管事項説明

- 1 「三重県交通安全条例（仮称）」の基本的な考え方（最終案）について・・・ 25
- 2 三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）（中間案）について・・・・・・・・ 41
- 3 三重県循環型社会形成推進計画（仮称）〔中間案〕について・・・・・・・・ 47
- 4 各種審議会等の審議状況について・・・・・・・・・・・・ 53

別冊1 「三重県交通安全条例（仮称）」の基本的な考え方（最終案）

別冊2 三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）（中間案）

別冊3 三重県循環型社会形成推進計画（仮称）（中間案）

令和2年12月17日

環境生活部



# 1 議案第 170 号 工事請負契約について (桑名市源十郎新田事案後期対策工事)

議案第 170 号 工事請負契約について				
工事名	桑名市源十郎新田事案後期対策工事			
施工場所	桑名市大字五反田字源十郎新田地内			
契約金額	2,537,711,000 円 (消費税等含む)			
請負者 住所氏名	津市羽所町375 清水・水谷・天元特定建設工事共同企業体 代表者 清水建設株式会社三重営業所 所長 齋藤直樹			
契約工期	議決日から令和5年2月28日まで			
工事内容	PCB 高濃度範囲掘削工 $V = 5,150 \text{ m}^3$ VOC 等熱処理工 N=一式		共同企業体構成員 桑名市大字蛸塚新田 328 番地 水谷建設株式会社 代表取締役 堤 節夫 桑名市長島町松蔭 110 番地 天元工業株式会社 代表取締役 加藤 航	
契約方法	一般競争入札 (総合評価方式)			
入札状況	年月日	令和2年8月26日	評価値 0.53900 (最高値 0.53900 最低値 0.52945)	
	業者数	4	価格	最低 2,537,711,000 円 (消費税等含む) 2,307,010,000 円 (消費税等抜き)
				最高 2,537,986,000 円 (消費税等含む) 2,307,260,000 円 (消費税等抜き)
回数	1	予定価格	2,718,766,600 円 (消費税等含む) 2,471,606,000 円 (消費税等抜き)	

## 入札結果調書（総合評価 除算方式）

入札年月日 令和2年8月26日

工事番号 202005020050200406

工事名 令和2年度 環境修復事業 第205-2分0001号  
桑名市源十郎新田事案後期対策工事

施工場所 桑名市大字五反田字源十郎新田 地内

入札者	第1回			備考
	入札額	標準点+加算点	評価値	
1 清水・水谷・天元特定建設工事共同企業体	2,307,010,000	124.35	0.53900	落札決定
2 大林・アイトム・伊勢土建特定建設工事共同企業体	2,307,010,000	124.20	0.53835	
3 安藤・間・日本土建・松岡特定建設工事共同企業体	2,307,010,000	123.91	0.53710	
4 大成・中村・矢野特定建設工事共同企業体	2,307,260,000	122.16	0.52945	
<p>上記金額は、消費税および地方消費税（免税業者にあつては相当額）を除いた金額です。</p> <p>また、本工事は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式にて行ったため、評価値の最も大きい入札者を落札者としています。また、評価値とは標準点100点に提案による加算点を加えた値を入札額（千万円単位）にて除した値（小数第六位切り捨て）です。</p>				





## 2 議案第172号 工事請負契約の変更について (四日市市大矢知・平津事案支障除去対策(染み出し抑止工ほか)工事)

議案第172号 工事請負契約の変更について	
工事名	四日市市大矢知・平津事案支障除去対策(染み出し抑止工ほか)工事
施工場所	四日市市大矢知町地内～平津町地内
契約金額	変更前 1,057,827,600円(消費税等含む) 変更後 1,112,704,400円(消費税等含む)
請負者 住所氏名	津市丸之内24番16号 大成・中村特定建設工事共同企業体 代表者 大成建設株式会社三重営業所 所長 雑賀俊宏
契約工期	平成31年3月15日から令和3年2月16日まで
工事内容	変更理由
染み出し抑止工 L=263m 調整池3 A=10,597㎡ 管理用5号道路 L=295m 管理用6号道路 L=160m	雨水調整池からの放流水を中和処理する装置を設置する費用の増額。 また、地下水の染み出しを抑止するための連続地中壁を設置する工事において、地中に注入する土壌改良材を増量することにより発生した余剰の汚泥の処分費用の増額。
契約方法	随意契約





### 3 議案第 179 号 三重県環境学習情報センターの指定管理者の指定について

#### 1 議案

議案第 179 号「三重県環境学習情報センターの指定管理者の指定について」

#### 2 指定管理者の指定

環境生活部が所管している公の施設「三重県環境学習情報センター」について、令和 3 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県環境学習情報センター条例（平成 11 年三重県条例第 36 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

#### 3 対象施設

施設名称 三重県環境学習情報センター  
設置場所 三重県四日市市桜町 3684-11

#### 4 指定管理候補者の名称等

所在地 東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号 KDX 中目黒ビル 6 階  
名 称 アクティオ株式会社  
代表者 代表取締役社長 淡野 文孝

#### 5 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

#### 6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

##### (1) 指定管理者の応募状況

令和 2 年 8 月 11 日に指定管理に係る募集要項等を配布し、9 月 14 日から 9 月 23 日まで募集したところ、次の団体から応募申請がありました。

所在地 東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号 KDX 中目黒ビル 6 階  
名 称 アクティオ株式会社  
代表者 代表取締役社長 淡野 文孝

##### (2) 指定管理候補者の審査・選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

① 選定委員会構成員

委員長 荻原 彰 (三重大学教育学部教授)  
委員 小川 友香 (公認会計士・税理士)  
委員 小西 伴尚 (三重中学校・高等学校教諭)  
委員 田尻 由希子 (三重弁護士会推薦弁護士)  
委員 中林 奈々 (AGF鈴鹿株式会社)

② 審査の経過

令和2年 7月 7日 第1回選定委員会 (審査基準および配点表の作成)  
令和2年 10月 20日 第2回選定委員会 (審査)

③ 提案内容および審査の概要等

申請団体が提案した主要内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準等については、別紙「提案内容および審査の概要」のとおりです。

④ 審査結果 (評価点数 3,150点満点)

アクティオ株式会社 (評価点 2,586点)

⑤ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見をふまえ、次の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階

名称 アクティオ株式会社

代表者 代表取締役社長 淡野 文孝

⑥ 選定した理由

三重県環境学習情報センター指定管理者選定委員会での審査結果である評価点および次の委員意見から総合的に判断し、アクティオ株式会社が指定管理候補者に適していると認められるため。

- ・指定管理者として12年間の実績があり、今後も安定したセンターの運営が期待できる。
- ・多様で系統的な講座があり、受講者の興味や関心に従って講座を選択できるようになっている。
- ・全国規模で施設管理をしており、会社として施設管理の実績やノウハウがある。

7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、安定したセンターの運営に加え、環境教育・環境学習に関するノウハウやネットワークを活用して、多様で系統的な講座の開催や環境保全活動に主体的に取り組む県民の養成・支援のほか、県民サービスの向上等を見込んでいます。

## 8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書の中で定める主な項目は、次のとおりです。

- ① 県施策への配慮
- ② 情報公開および個人情報保護
- ③ 第三者への再委託の禁止・例外の取扱
- ④ 施設利用者の意見等の反映
- ⑤ リスク分担
- ⑥ 業務計画書の提出
- ⑦ 業務報告書の提出
- ⑧ 事業報告書の提出
- ⑨ 実施状況の調査、指示等

## 9 今後のスケジュール（案）

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより、具体的な手続きを進めます。

令和2年12月 指定管理者の指定

令和3年 3月 協定書の締結

4月 指定管理者による施設管理の開始



提案内容および審査の概要

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容と評価点	
			アクティオ株式会社	評価点
1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。				
<p>理念が利用の平等性の観点から適切か。</p> <p>設置目的と申請者の基本方針が合致しているか。</p> <p>事業計画の内容が利用者の特定化などの偏りがなくバランスがとられているか。</p> <p>企業（団体）倫理・コンプライアンス（法令遵守）・環境管理への対応は適切か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育・環境学習の拠点施設とし、参加・体験型環境講座や環境学習地域リーダー養成講座などを実施すること。</li> <li>環境教育を進めるにあたっては、E S D（持続可能な開発のための教育）の視点を取り入れるとともに、協働取組を推進すること。</li> <li>持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、ユニバーサルデザインのまちづくりなどの施策を十分理解し、県に協力し施策実現に寄与すること。</li> <li>企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）の確立、環境管理の推進等に向けた取組を行うこと。</li> </ul>	40点×5人 =200点	<ul style="list-style-type: none"> <li>三重県の環境教育・環境学習を推進するための中心的な機関として、センターを活用した環境教育・環境学習の充実を図り、持続可能な社会の実現に向け、自ら行動できる県民（アクティブ・シチズン）を育てていくことを目指します。県民が自ら課題を見つけ、学び、考え、行動する力が身につくような各種事業の実施や対策を図っていきます。</li> <li>重点課題と対策を以下の3つとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①【環境情報の発信】「気づき」につながる情報発信の強化</li> <li>②【環境教育、環境学習の推進】「行動」につながる環境講座等の実施</li> <li>③【様々な主体との連携】「次世代」につながるネットワーク機能の強化</li> </ul> </li> <li>法令、社会規範を遵守した各種制度の整備と推進を遂行し、当社の価値観・倫理観に基づく行動規範の周知・実施の徹底をします。また、より良い職場環境づくりのための内部通報制度を周知します。</li> <li>環境への配慮として、利便性を低下させず省エネルギーを推進し、循環型社会に配慮した消費行動の促進をします。また、持続可能性を支える環境意識の啓発をします。</li> </ul>	174点
2 事業計画の内容が、センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。				
<p>利用者の安全の確保、事故防止対策は適切な提案がなされているか。</p> <p>危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか。</p> <p>展示機器等の維持管理が効率的で安定的に行われる適切な提案がなされているか。</p> <p>緊急時等における危機管理対応は適切な提案がなされているか。</p> <p>研修や訓練など平常時の対策は適切な提案がなされているか。</p> <p>個人情報保護に関して、チェック体制や責任体制は適切な提案がなされているか。</p> <p>個人情報保護に関して、職員への教育・研修方法は適切な提案がなされているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境体験設備、エコライブラリーなどの展示施設、貸与備品などを管理すること。</li> <li>災害及び事故等の不測の事態を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを作成すること。</li> <li>危険及び破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置をすること。</li> <li>緊急事態等を想定した訓練を定期的に行うこと。</li> <li>緊急事態等が発生または発生の恐れが生じた場合は、危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置を行うとともに、県をはじめ関係機関に連絡通報すること。</li> <li>三重県保健環境研究所が実施する緊急事態対応研修等に参加すること。</li> <li>業務が適切に行えるようチェック体制を確立させること。</li> </ul>	70点×5人 =350点	<ul style="list-style-type: none"> <li>来館者の安全・安心と、ホスピタリティあふれる快適な施設空間の提供を方針に、維持管理業務を効率的に行います。</li> <li>「個人情報保護法」「三重県個人情報保護条例」等関連法令を遵守し、細心の注意を払い、情報漏えい等がないよう、「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を定め、個人情報の適切な取り扱いに努めます。</li> <li>公の施設を預かる指定管理者として、利用者の安全を守るため、日頃から危険箇所の発見等未然防止策の実施と緊急時対応の明確化などのリスクアセスメントの実施をします。</li> <li>三重県保健環境研究所が実施する「消防訓練」等に積極的に参加します。</li> <li>緊急事態が発生した場合は、センター長（または副センター長）が中心となって、迅速かつ的確に対応し、被害の拡大や業務への影響を最小限に抑えます。また、災害の発生後は 所管課と連携を図り、速やかな復旧を目指します。</li> </ul>	280点

【議案補充説明】

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容と評価点	
			アクティオ株式会社	評価点
3 事業計画の内容が、センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。				
「気づき」の機会の提供に関し、具体的な方策が提案されているか。 「気づき」を「知識」や「実践」へと発展させる機会の提供に関し、具体的な方策が提案されているか。 参加者が自発的に環境活動に取り組む意欲を喚起するような講座内容が提案されているか。 学校や地域社会のニーズに応じた出前講座が提案されているか。 環境学習地域リーダー等の養成に関し、具体的な方策が提案されているか。 環境学習地域リーダー等の活動の支援に関し、具体的な方策が提案されているか。 様々な主体と協働した環境保全活動の実施に関し、具体的な方策が提案されているか。 社会見学の受け入れを増やす具体的な方策が提案されているか。 ITを活用した講座の開発・活用の方策について具体的な提案がされているか。 利用料金の設定は適切な提案がされているか。 施設の機能を十分に活用し、利用者サービスの向上につながる具体的な提案がされているか。 サービス向上につながるような独自の提案がなされているか。 環境情報の効果的な提供・発信について提案がされているか。 利用者の声の把握及び反映等のサービス向上のための積極的な姿勢がみられるか。 利用促進・サービス向上・経費縮減等の目標が適切に設定されているか。	○「気づき」の機会を提供すること。 ・展示コーナーの活用 ・環境啓発資材等貸出 ・環境情報資料の管理 ・環境情報の発信・提供 ・情報誌「環境学習みえ」の編集・発行 ○気づきを「知識」や「実践」へと発展させる機会を提供すること。 ・社会見学の受け入れと体験教室の開催、一般見学者の案内 ・出前講座 ・環境講座 ・こどもエコクラブ支援事業 ・環境学習地域リーダーの養成と活動支援 ・環境情報の発信・提供 ・イベントの開催 ・様々な主体と連携した環境保全活動の実施 ○センター条例第15条第1項に基づき施設の利用に関する必要な規定を定めるとともに、利用許可及び利用料の収受にかかる業務を行うこと。 ○アンケート等により、センター利用者の意見・苦情等の聴取結果及び業務の改善への反映状況について、県に報告すること。  <b>【達成すべき成果目標】</b> ・環境教育参加者数 令和3～7年度 各 32,000 人 ・児童・生徒を対象とした環境教育参加者数 令和3～7年度 各 10,000 人 ・指導者養成を目的とした講座受講者数 令和3～7年度 各 1,500 人 ・環境活動を協働した環境団体数 最終年度までに 25 団体以上とすること。 ・自発的に環境活動に取り組む意向を示した講座参加者の割合 95%以上	360 点×5 人 =1,800 点	○「気づき」から「知識」や「実践」へと発展させる、さらにはネットワークを図り 広めていくことまで一貫して、コンセプト「みえる ACTION × SDGs ～みえ県に広げる、自ら行動したい人づくり～」を受けて、各種事業を実施していきます。 ○「気づき」「理解」「考える」「行動」の環境学習の4つのステップを設けて、施設内の展示コーナーの活用や各種講座等を実施します。 ○環境学習地域リーダーを養成するために、サポート制度の充実を図り、活動支援をします。指導者養成講座の修了後も、定期的に受講者が集まれる場を提供し、情報共有や交流することで、その後の活動のコーディネートを行います。環境学習地域リーダーとして活動にあたる上でのモチベーションの向上・維持につながります。 ○社会見学の受け入れを増加させるため、環境プログラムガイドの作成・配布、施設ホームページのトップに専用アイコンを追加するなど様々な施策を実施します。 ○インターネットを活用した動画配信や、ZOOMセミナーを導入するなど、新しい生活様式に沿った環境を整備していきます。 ○施設の利用料金は、現在の料金を踏襲します。また、自治体、学校等公的機関が利用する場合や公益性が認められる目的で利用する場合は全額減免します。 ○アンケートの他ご意見箱の設置や電子メール、コミュニケーションを通じた利用者の「生の声」などで収集し、効果を検証した上で、業務へ反映します。  <b>【成果目標】</b> ・環境教育参加者数 令和3～7年度 各 32,000 人 ・児童・生徒を対象とした環境教育参加者数 令和3～7年度 各 10,000 人 ・指導者養成を目的とした講座受講者数 令和3～7年度 各 1,500 人 ・環境活動を協働した環境団体数 令和3年度 21 団体 令和4年度 22 団体 令和5年度 23 団体 令和6年度 24 団体 令和7年度 25 団体 ・自発的に環境活動に取り組む意向を示した講座参加者の割合 95%以上  <b>【独自目標】</b> ・「センター通信」の情報発信数 263 回以上/年	1,438 点

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容と評価点	
			アクティオ株式会社	評価点
4 事業計画の内容が、センターの施設等の管理に係る経費の削減を図るものであること。				
収入、支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか。 提案された事業が十分実施できる計画となっているか。 実効性と創意工夫のある経費の効率化により、県費の負担軽減につながっているか。	指定管理料の限度額（消費税及び地方消費税を含む。） 令和3年度 31,994千円 令和4年度 31,994千円 令和5年度 31,994千円 令和6年度 31,994千円 令和7年度 31,994千円	70点×5人 =350点	・指定管理料（消費税及び地方消費税を含む。） 令和3年度 31,994千円 令和4年度 31,994千円 令和5年度 31,994千円 令和6年度 31,994千円 令和7年度 31,994千円 ・支出に関しては、これまでの決算額を基本ベースに、算出しています。 ・比較調達、集中販売等による外部調達コストの削減やスケールメリットを活かした経費削減策等によりコストダウンを図ります。 ・徹底した省エネルギー対策に取り組んでいきます。当方負担予算ではないが、間接的に県の経費削減に貢献するため光熱水費を削減する努力を継続していきます。	312点
5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。				
施設を継続的、安定的に運営できる能力があるか。（基準点8点） 事業計画書に沿った管理を実施するための人員の確保は適切であるか。（基準点8点） 組織体制や責任体制は適切な提案がなされているか。 提案事業内容が実施できる体制となっているか。（基準点8点） 職員の人材育成につながる方針となっているか。 業務に必要な研修があるか。	・総括責任者を配置するとともに、施設の管理運営に支障が出ない職員の勤務体制とすること。 ・サービスの向上を図るため、配置する職員全員が業務全般を理解し対応できるよう、職員の研修を定期的に行うこと。また、公の施設の管理者として必要な人権研修、救命救急研修等を定期的に行うこと。	90点×5人 =450点	・全国で、指定管理施設137施設を運営し、国際博覧会やイベント等の運営実績があります。 ・実質無借金経営を行っており、経営基盤は安定しています。 ・センター長（運営管理統括責任者）1名、副センター長2名、職員5名を配置し、その他、当社より専任担当者、統括担当者、経理担当者等の万全のバックアップ体制で施設運営をサポートします。 ・環境学習推進部門、環境活動推進部門、イベント部門、製作部門の4つに部門分けし、センター長、副センター長が統括します。 ・原則として、現スタッフを継続して雇用します。また、新たなスタッフを雇用する際は、地元や周辺地域からの採用を優先するとともに、高齢者や障がい者の雇用も積極的に検討します。 ・接遇研修、人権研修、普通救命講習などの基礎研修のほか、定期的なフォローアップ研修として、接遇、個人情報保護、クレーム対応研修等を実施します。また、スキルアップ研修として、自然観察指導員講習、施設間交流研修、モチベーションアップ研修などを実施します。	382点
総合評価結果		3,150点		2,586点

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	団体名 アクティオ株式会社 代表者 代表取締役社長 淡野 文孝 所在地 東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階
選定委員会の講評	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者として12年間の実績があり、今後も安定したセンターの運営が期待できる。</li> <li>多様で系統的な講座があり、受講者の興味や関心に従って講座を選択できるようになっている。</li> <li>全国規模で施設管理をしており、会社として施設管理の実績やノウハウがある。</li> <li>12年間の実績があるため従来どおりの運営や講座内容となり、新たな発想による運営や講座の見直しがされるか懸念される。</li> <li>センター職員や県、学校など環境学習を推進する立場の人への研修やブラッシュアップについて明確な記載がない。</li> <li>環境学習地域リーダーをより一層活用していく必要がある。</li> <li>三重県の地元企業ではないため、三重県の特徴を把握した運営がされるかという点やセンターの地理的制約もあるが、南部地域への更なる展開が求められる。</li> </ul>





## 4 議案第 180 号 三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について

### 1 議案

議案第 180 号「三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について」

### 2 指定管理者の指定

環境生活部が所管している公の施設「三重県交通安全研修センター」について、令和 3 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県交通安全研修センター条例（平成 7 年三重県条例第 5 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

### 3 対象施設

施設名称 三重県交通安全研修センター  
設置場所 三重県津市垂水 2566 番地

### 4 指定管理候補者の名称等

所在地 三重県津市栄町 1 丁目 954 番地  
名 称 一般財団法人三重県交通安全協会  
代表者 会長 西野 衛

### 5 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

#### (1) 指定管理者の応募状況

令和 2 年 7 月 31 日に指定管理に係る募集要項等を配布し、7 月 31 日から 9 月 9 日まで募集したところ、次の団体から応募申請がありました。

所在地 三重県津市栄町 1 丁目 954 番地  
名 称 一般財団法人三重県交通安全協会  
代表者 会長 西野 衛

#### (2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

① 選定委員会構成員

- 委員長 山口 直範  
(大阪国際大学人間科学部教授、一般社団法人交通科学研究会理事)
- 委員 黒田 朱里 (公認会計士)
- 委員 浦口 泰彦 (三重県自動車販売協会総務部長)
- 委員 祖父江 文明  
(一般財団法人三重県老人クラブ連合会常務理事兼事務局長)
- 委員 福永 磨子 (三重県私立保育連盟 亀山愛児園副園長)

② 審査の経過

- 令和2年 7月17日 第1回選定委員会 (審査基準および配点表の作成)
- 令和2年10月15日 第2回選定委員会 (審査)

③ 提案内容および審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準等については、別紙「提案内容および審査の概要」のとおりです。

④ 審査結果 (評価点数 2,750点満点)

一般財団法人三重県交通安全協会 (評価点 1,979点)

⑤ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見をふまえ、次の団体を指定管理候補者として選定しました。

- 所在地 三重県津市栄町1丁目954番地
- 名称 一般財団法人三重県交通安全協会
- 代表者 会長 西野 衛

⑥ 選定した理由

三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会での審査結果である評価点および次の委員意見から総合的に判断し、一般財団法人三重県交通安全協会が指定管理候補者に適していると認められるため。

- ・一般財団法人三重県交通安全協会は、センターが果たすべき目的や役割を十分に理解したうえでの具体的かつ実現可能な提案をしており、指定管理者としての意欲や責任が感じられる提案内容であった点が評価できる。
- ・一般財団法人三重県交通安全協会は、その所持する地域に広がるネットワークや実績、ノウハウ等を活かし、適切かつ安定的な管理運営が十分に期待できる。また、センターの強みである交通安全教育設備・機器を活用した参加・体験・実践型教育を重要視した研修を提案していた点が評価できる。

## 7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、交通安全活動に対するノウハウやネットワークを活用し、交通情勢や法整備の変化に的確に対応したきめ細かな交通安全教育の提供や市町に対する支援が期待できるほか、県民サービスの向上等を見込んでいます。

## 8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書の中で定める主な項目は、次のとおりです。

- ① 県施策への配慮
- ② 情報公開および個人情報保護
- ③ 第三者による実施
- ④ 施設利用者の意見等の反映
- ⑤ リスク分担
- ⑥ 業務計画書の提出
- ⑦ 業務報告書の提出
- ⑧ 事業報告書の提出
- ⑨ 実施状況の調査、指示等

## 9 今後のスケジュール（案）

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより、具体的な手続きを進めます。

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| 令和2年 12月 | 指定管理者の指定        |
| 令和3年 3月  | 協定書の締結          |
| 4月       | 指定管理者による施設管理の開始 |



提案内容および審査の概要

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容と評価点		
			一般財団法人三重県交通安全協会	評価点	
1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。					
<p>①管理運営の総合的な基本方針</p> <p>②利用者の公平、公正な利用</p> <p>③企業（団体）の社会的責任</p> <p>④現状に対するアセスメント</p>	<p>管理運営の基本方針及び5年間の方向性（ビジョン）が、県の運営方針と合致しているか。</p> <p>事業計画の内容が利用者の特定化などの偏りがなくバランスがとれているか。</p> <p>企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境配慮への対応は適切か。</p> <p>的確な現状把握や課題把握が行われ、適切な対応（改善方法）が提案されているか。</p>	<p>施設運営の基本的な方向性（運営方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全教育をより効果的、効率的に三重県内全域に普及させていくため、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を体系的・継続的に養成し、交通安全教育を地域等に根付かせていくこと。</li> <li>交通事故から身を守る理論（知識）を習得した上で、その理論（知識）を実践に結びつける能力（技能）を高めるために不可欠な教育手法である参加・体験・実践型の交通安全教育の重要性について周知し、利用拡大を図ること。</li> <li>専門的かつ高度な参加・体験・実践型の教育を提供できる県交通安全教育の中核を担うため、現有施設、設備の強みを生かした団体研修特化型施設として研修受入者を増やすとともに交通安全教育の充実を図ること。</li> </ul>	<p>40点×5人 =200点</p>	<p>県が目指す施策の実現に寄与するため、これまでに培った豊富な経験と知識を活かし、センターの有効性を最大限に活用した、参加・体験・実践型の交通安全研修事業が提供できるよう努めます。</p> <p>(1) 管理運営の総合的な基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>団体研修特化型施設として、施設、設備を生かした専門的かつ高度な交通安全教育を提供します。</li> <li>地域や職域で活動する交通安全教育指導者を体系的・継続的に養成し、交通安全教育を地域に根付かせ、地域における交通安全教育の充実を支援します。</li> </ul> <p>(2) 利用者の公平・公正な利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生涯に亘る交通安全教育の場として、幼児から高齢者まですべての県民に分かりやすい交通安全教育を提供します。</li> <li>組織ネットワーク、SNS、ホームページ等を活用し、企業、団体等に対し広くセンターを周知し、利用者の拡大を図ります。</li> </ul> <p>(3) 協会の社会的責任</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンプライアンスを愚直に遵守するとともに、利用者の安全確保を最優先とした危機管理に努めます。</li> </ul> <p>(4) 現状に対するアセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域や職域、教育現場において交通安全指導ができる指導者の養成機関、および関係機関、団体への情報提供機関として交通安全活動を推進します。</li> </ul>	<p>160点</p>
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。					
<p>①交通安全に関する教育の実施に関する業務</p>	<p>参加・体験・実践型の研修に関し、適切な方策が提案されているか。</p> <p>指導者養成・資質向上事業に関し、適切な方策が提案されているか。</p> <p>高齢者重点プログラム事業に関し、適切な方策が提案されているか。</p> <p>パーク・アンド・バスライド方式シニアラーニングの充実に関し、適切な方策が提案されているか。</p> <p>特定の季節や、社会情勢等の課題に対応した特別研修に関し、適切な方策が提案されているか。</p>	<p>①交通安全に関する教育の実施に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象とする受講者と研修目的を明確にした複数のカリキュラムを作成のうえ、研修を行うこと。特に、学校や幼稚園の教諭、保育所の保育士など、教育等の現場における指導者に対するカリキュラムについては、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校という区分ごとに、個別にカリキュラムを作成すること、さらに、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」に基づき、受講者の発達段階等に応じた飲酒運転防止内容を取り入れて研修を行うこと。</li> <li>指導者の特性および段階に応じ、その指導者が指導の対象とする者なども考慮した複数のカリキュラムを作成のうえ、研修を行うこと。特に、教育の専門家（学校や幼稚園の教諭、保育士など）や高齢者団体のリーダーなどに対する研修を充実させること。</li> <li>また、養成した指導者が地域で指導を行う際のマニュアルを作成し、養成者に提供すること。</li> <li>高齢者の受講しやすさに配慮したうえで、センターの教育機器を有効活用するなどし、地域等では受講できない研修を実施すること。</li> <li>特別研修は、年間、2テーマ以上、各1回以上実施すること。</li> </ul>	<p>310点×5人 =1,550点</p>	<p>(1) 交通安全に関する教育の実施に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「幼児から高齢者まで、すべての県民に」をモットーに、年齢・業務形態等に合わせた教育カリキュラムによる、参加・体験・実践型の研修を実施します。</li> <li>現有施設、設備を生かした専門的かつ高度な団体研修特化型施設として、団体利用者数、リピータ数の拡大を図ります。</li> <li>パーク&amp;バスライド、サポカー乗車体験等高齢者が興味を持ち、進んで参加していただくよう研修の充実を図ります。</li> <li>ナイトスクール、自転車教育等の特別研修や、指導者用指導マニュアルの作成配布を通じ、指導者の養成、資質の向上を図ります。</li> <li>心身の発達段階に応じた「飲酒運転防止教育」および「人優先の交通安全思想」の普及に取り組みます。</li> </ul>	<p>1,057点</p>

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容と評価点	
			一般財団法人三重県交通安全協会	評価点
<p>②交通安全に関する情報および資料の収集および提供に関する業務</p>	<p>ホームページの管理・運営及び情報発信に関し、効果的で具体的な方策が提案されているか。</p> <p>交通安全グッズの作成・配布等について、適切な提案がなされているか。</p> <p>集客活動（企業・団体等への周知・PR）について具体的な方策が提案されているか。</p> <p>施設の魅力を積極的にPRするための効果的で具体的な広報の取組が提案されているか。</p> <p>ホームページ、SNSの活用について効果的で具体的な取組が提案されているか。</p> <p>市町実務担当者に対する地域交通安全教育に関することを中心とした研修会の開催に関し、より効果的で具体的な方策が示されているか。</p> <p>交通指導者用マニュアル作成に関し、より効果的で具体的な方策が提案されているか。</p> <p>県民への情報提供（メールマガジン）に関し、より効果的で具体的な方策が提案されているか。</p> <p>交通安全DVDの貸出業務に関し、より効果的で具体的な方策が提案されているか。</p>	<p>②施設の運営に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>センターの紹介、研修の案内、交通安全情報の提供、施設の予約状況のページなどを作成し、定期的に更新を行うこと（1月に少なくとも1回以上）。</li> <li>また、アクセスの実態や検索キーワードの分析等を行い、ホームページがどれだけ有効活用されているか等について、常に検証・チェックを行うとともに、最新の情報を提供すること。</li> <li>幼稚園、保育所、小学校等子ども向けおよび高齢者研修実施時に受講者に配布できる数量を作成すること、最低1種類は、「センターシンボルマスコット『みまも』」を使用したものとするとともに、毎年、県に作成結果等を報告すること。また、グッズ配布の有効性や活用の実態等について、毎年度、検証を行うこと。</li> <li>1年間で120団体（社）以上へセンターおよび活動内容の周知・PRを実施し、利用拡大取組を実施すること。</li> <li>ホームページについては、アクセスの実態や検索キーワードの分析等を行い、ホームページがどれだけ有効活用されているか等について、常に検証・チェックを行い、提供するホームページの内容について不断の改善を行うこと。また、SNSについては重大な交通事故が起こった際等、交通情勢等を鑑みた情報発信を行うこと。</li> <li>市町、地域の交通安全教育指導者などと連携して、参加・体験・実践型の交通安全教育の重要性の周知およびセンターの認知度の向上に努め、団体研修受講の利用拡大に努めること。</li> <li>市町実務担当者地域交通安全教育研修会の開催については、座学、現有施設・設備の強みを生かした体験会等を盛り込んだ内容とし、年に1回開催すること。</li> <li>交通指導者用マニュアルには指針に加えて、「指導者養成・資質向上事業」の内容をフィードバックするとともに、実践的に有効活用できるものとする。</li> <li>「子ども向け」、「一般ドライバー向け」、「高齢者向け」の3類型それぞれA4、20P以上の内容とし、毎年度最低1回、時勢の課題、法改正等について時点修正した改訂版を発行すること。</li> <li>メールマガジンには、最新の三重県の交通事故状況、法改正、季節要因等を取り入れた内容とするともに、交通安全指導者的な視点も含めたものとし、団体研修受講者等を中心とする希望者に毎月1回以上情報提供メールマガジンを配信すること。</li> <li>毎年度2本以上新作の交通安全DVDを購入するなど、最新の情報を提供できるようにすること。</li> </ul>	<p>(2) 交通安全に関する情報提供および資料の収集・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページによる施設・研修紹介、交通安全DVDの貸出、ツイッターによる死亡事故発生速報、改正道交法の解説等タイムリーな情報発信に努めます。</li> <li>県内18の地区交通安全協会、交通安全対策協議会、自動車販売協会、安全運転管理者協議会、県・市町教育委員会等のネットワークを通じた集客を図ります。</li> <li>29市町交通安全担当者に対するメールマガジン等を利用した情報発信やセンター研修を通じて、地域指導者の資質の向上を図ります。</li> <li>コロナ感染防止の観点から、今後も集客の抑制が予想される現状を踏まえ、事業所、団体等に対するZoomソフトを活用した双方向性研修も取り入れていきます。</li> </ul>	

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容と評価点	
				一般財団法人三重県交通安全協会	評価点
③利用者サービス向上につながる独自の提案	・施設の機能を十分に活用し、利用者サービスの向上に繋がる具体的な提案がなされているか。	③同左			
④事業評価、利用者の声の把握と管理運営への反映体制	事業に対する評価・検証の体制、利用者の声の把握及び事業への反映など、サービス向上のための積極的な姿勢が見られるか。	④事業計画書に基づき実施した事業については、業務が適切であるかどうかについて評価検証を行い、評価結果をその後の事業に反映させ、事業内容を継続的に改善すること。			
⑤県が示す成果目標の達成方策	成果目標を達成するための具体的な方策が提案されているか。	⑤指定期間を通じて達成すべき成果目標 (ア)利用者数 毎年度 6,000人以上 (イ)指導者養成・資質向上講座受講者数 毎年度 2,000人以上 (ウ)高齢者講習受講者数 毎年度 600人以上 (エ)利用者の満足度 毎年度 90%以上			
⑥申請者が提案する独自の成果目標・数値目標	利用促進・サービス向上・経費縮減等の目標が適切に設定されているか。また、目標を達成するための具体的な方策が提案されているか。	⑥県が示す成果目標以外に、指定管理者が独自に定める成果目標、数値目標を提案すること。			
⑦その他提案	指定管理業務に留まらないその他の提案や、積極的に取り組み展開していきたい事項について具体的な方策が提案されているか。	⑦同左			
3 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。					
①施設の維持管理に関する業務	施設・機器・備品等の維持管理が効率的で安定的に行われる適切な提案がなされているか。	①施設・設備、貸与備品の管理を行い、必要に応じて修繕し、良好な維持管理に努めること。			
②災害および事故等不測の事態を想定した体制およびその対応策	緊急時等における危機管理体制の整備、危機管理マニュアルの作成、研修や訓練等について適切な提案がなされているか。	②災害および事故等の不測の事態（緊急事態等）を想定した危機管理体制の整備および危機管理マニュアルを点検整備するとともに、緊急事態等を想定した訓練を定期的に行うこと。			
③利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の発見やその措置	利用者の安全確保、事故防止策について、適切な提案がなされているか 危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置について、適切な提案がなされているか。	③利用者の安全確保のため、事故防止策とその対応策を整備するとともに、危険および破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置を行うこと。			
④個人情報保護、情報公開	個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか。	④三重県情報公開条例の趣旨にのっとり、センターの管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、情報公開に対応すること。			
⑤県の施策への配慮	新しい生活様式の定着の推進、人権尊重、男女共同参画など、県の施策について配慮された提案となっているか。	⑤新しい生活様式の定着推進、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、障がいや理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、自然災害防災対策、地域安全対策等の施策等の施策について、県に協力し施策実現に寄与すること。	70点×5人 =350点	(1) 施設の維持管理 ・毎日の始業・終業点検の励行、必要に応じた外部保守委託等により、創設以来25年余り無事故、訴訟事案皆無であり、これを継続します。 (2) 不測の事態を想定した危機管理 ・運転免許センター職員とともに、震災および火災対応マニュアルに沿った任務分担、避難路の確認、および訓練による利用者の避難誘導に万全を期します。 (3) 利用者の安全確保等 ・毎朝のミーティングにおいて、当日利用者情報の確認、研修内容、使用機器等毎回綿密な打合せを行うことにより、利用者の事故防止に配慮しています。 ・コロナ感染防止から、受講者の検温、消毒、マスク着用、3密の回避とともに、フェイスシールド着用、機器類の定期的な消毒、使用毎の消毒を実施しています。 (4) 個人情報保護、情報公開 ・個人情報の保護、情報公開、その他県交通安全研修センター条例等の各種法令を遵守し、コンプライアンスの徹底を図ります。 (5) 県の施設への配慮 ・人権の尊重、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、次世代育成支援対策など県の施策の実現に寄与します。	273点

【議案補充説明】

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容と評価点																																																		
			一般財団法人三重県交通安全協会	評価点																																																	
4 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。																																																					
①人員の確保および採用に関する基本方針 ②職員の雇用形態、勤務体制、業務内容 ③職員の配置、勤務ローテーション ④人材育成方針、研修体制 ⑤法人等の財政的基盤	事業計画書に沿った運営を実施するために適切な人員確保の提案がなされているか。 事業計画書に沿った運営を実施するために適切な組織体制や責任体制の提案がなされているか。 提案事業内容が実施できる人員配置、勤務体制となっているか。 職員の人材育成に繋がる人材育成方針となっているか、また研修計画が効果的かつ適切なものとなっているか。 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか。	①統括責任者を配置するとともに、センターの管理運営に必要な人員を配置すること。また、管理運営の業務が適切であるかについて、チェック体制を確立すること。 ②施設の管理が開始される令和3年4月1日までに、体系的な交通安全教育を企画・立案できる交通安全教育の専門知識を有する者を最低1名確保すること（※応募の時点では、専門知識する者を複数名確保していることを選定審査の必須条件とはしない。） ④サービスの向上を図るため、センターの管理運営業務に従事する職員全員が業務全般を理解し、対応できるよう職員の資質向上や能力開発のための研修を計画的に行い、人材育成に努めること。また、自動車安全運転センター安全運転中央研修所・各種団体・機関・各種学会・研究会等が実施する研修に職員を積極的に参加させるとともに、カリキュラムへの活用、カリキュラムの改善に取り組むこと。	60点×5人 =300点	(1) 人員の確保および採用に関する事項・悲惨な交通事故をなくすという社会奉仕の精神を使命とする当協会では、交通安全についての意識の高い優秀な職員を、公募または協力関係にある機関、団体からの推薦により採用しています。 (2) 職員の勤務形態等所長およびスタッフ6名の計7名の常勤職員と、特別研修等で増員が必要な場合の支援スタッフ5人（交通安全アドバイザー）を運用します。 (3) 職員の配置、勤務ローテーション・講師担当者1名、屋外（自動車体験コース）担当者2名、運転シミュレーター等屋内機器担当者4名がローテーションを組んで勤務します。 (4) 人材育成・専門性の高い研修やフォーラム等へ参加させ、技術・能力向上に努めています。併せて、クレームやアンケート情報を教材とした接遇マナーにも配慮しています。	233点																																																
5 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。																																																					
①収支計画の積算の考え方 ②コスト削減の考え方	収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか。 提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか。 実効性があり、かつ、創意工夫がある経費の方策が提案されているか。	指定期間中に支払う施設の管理に要する経費（指定管理料）の総額は、次に示す額を上限とする。 指定管理料の総額 196,775 千円以内（5年間） （消費税及び地方消費税を含む。） （内訳） 令和3年度 39,355 千円 令和4年度 39,355 千円 令和5年度 39,355 千円 令和6年度 39,355 千円 令和7年度 39,355 千円	7点×5人 =350点	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定管理料</td> <td>39,355</td> <td>39,355</td> <td>39,355</td> <td>39,355</td> <td>39,355</td> </tr> <tr> <td>収入合計</td> <td>39,355</td> <td>39,355</td> <td>39,355</td> <td>39,355</td> <td>39,355</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>25,469</td> <td>25,469</td> <td>25,469</td> <td>25,469</td> <td>25,469</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>1,364</td> <td>1,364</td> <td>1,364</td> <td>1,364</td> <td>1,364</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>3,679</td> <td>3,679</td> <td>3,679</td> <td>3,679</td> <td>3,679</td> </tr> <tr> <td>管理費・消費税等</td> <td>8,843</td> <td>8,843</td> <td>8,843</td> <td>8,843</td> <td>8,843</td> </tr> <tr> <td>支出合計</td> <td>39,355</td> <td>39,355</td> <td>39,355</td> <td>39,355</td> <td>39,355</td> </tr> </tbody> </table>	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	指定管理料	39,355	39,355	39,355	39,355	39,355	収入合計	39,355	39,355	39,355	39,355	39,355	人件費	25,469	25,469	25,469	25,469	25,469	事務費	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364	事業費	3,679	3,679	3,679	3,679	3,679	管理費・消費税等	8,843	8,843	8,843	8,843	8,843	支出合計	39,355	39,355	39,355	39,355	39,355	256点
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																																																
指定管理料	39,355	39,355	39,355	39,355	39,355																																																
収入合計	39,355	39,355	39,355	39,355	39,355																																																
人件費	25,469	25,469	25,469	25,469	25,469																																																
事務費	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364																																																
事業費	3,679	3,679	3,679	3,679	3,679																																																
管理費・消費税等	8,843	8,843	8,843	8,843	8,843																																																
支出合計	39,355	39,355	39,355	39,355	39,355																																																
総合審査結果			2,750点		1,979点																																																



## 第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	団体名 一般財団法人三重県交通安全協会 代表者 会長 西野衛 所在地 三重県津市栄町一丁目954番地
選定委員会の講評	<p>○一般財団法人三重県交通安全協会は、センターが果たすべき目的や役割を十分に理解したうえでの具体的かつ実現可能な提案をしており、指定管理者としての意欲や責任が感じられる提案内容であった点が評価できる。</p> <p>○一般財団法人三重県交通安全協会は、その所持する地域に広がるネットワークや実績、ノウハウ等を活かし、適切かつ安定的な管理運営が十分に期待できる。また、センターの強みである交通安全教育設備・機器を活用した参加・体験・実践型教育を重要視した研修を提案していた点が評価できる。</p> <p>○ただし、地域・職場等の交通安全教育指導者育成においては、県内は地域間での交通情勢が大きく異なることから、各地域の課題を取り上げる等地域性も取り込んだカリキュラムの導入、企業の安全運転管理者向けの研修の充実により企業内部からの交通安全教育を推進するなどの教育カリキュラムの改善および職員の資質向上を怠らないよう努力してほしい。</p> <p>○一般財団法人三重県交通安全協会は、センターの知名度、認知度を高めるため、今までの延長線ではなく、斬新なアイデアや創意工夫をするとともに、集客対策の部分でも新たな取組創出に意欲を持っていただき、受講者の増加につなげてほしい。</p> <p>○一般財団法人三重県交通安全協会には、県のより高い要求水準(成果目標)を達成すべく、センターの専門性、独自性を発揮し、今後、より一層の努力を期待する。</p>



# 1 「三重県交通安全条例（仮称）」の基本的な考え方（最終案）について

## 1 検討状況

令和2年10月7日に開催された環境生活農林水産常任委員会で報告しました「三重県交通安全条例（仮称）」の基本的な考え方（中間案）について、その後、パブリックコメントを実施し、県民からの意見を公募するとともに、県内市町に意見照会を行いました。

また、令和2年11月13日に、「第2回交通安全の保持に関する条例の改正にかかる検討委員会（以下、「検討委員会」という。）」を開催し、有識者、警察、各種関係団体等から意見をいただき、最終案（別冊1）を取りまとめました。

## 2 パブリックコメント等の状況

### (1) パブリックコメント

ア 実施期間 令和2年10月9日（金）～11月9日（月）（32日間）

イ 寄せられた意見数 73件（5名）

ウ 主な意見の概要および対応状況（別紙1-1、1-2参照）

### (2) 市町への意見照会

ア 実施期間 令和2年10月9日（金）～11月9日（月）（32日間）

イ 寄せられた意見数 4件（2市町）

ウ 主な意見の概要および対応状況（別紙2-1、2-2参照）

## 3 三重県交通安全条例（仮称）（案）

(1) 別紙3のとおり最終案を取りまとめました。

(2) 中間案からの主な変更点は以下のとおりです。

### ア 定義条文の新設（第2条）

交通安全に関する用語は、さまざまに認識に相違が生じることがありますが、条例の運用にあたっては、用語等について、正確に認識される必要があるため、定義条文を新設しました。

### イ 各条文の記載順等（第4、5、6、11条）

自動車等運転者、自転車運転者、歩行者の「ルール遵守」を「責務」に改め、県の責務等と一体的に記載しました。また、交通安全教育の重要性を鑑み、「交通安全教育の推進」を上位に記載しました。

### ウ 自転車損害賠償責任保険等の加入、加入確認等の義務の明記（第19、20条）

自転車損害賠償責任保険等の加入を促進するため、検討委員会の意見やパブリックコメントを踏まえ、加入、加入確認等を義務としました。

### エ 施行日（附則）

自転車損害賠償責任保険等の加入、加入確認等を義務としましたが、十分な周知期間を確保する必要があるとともに、加入には一定の時間を要することから、第19条および第20条については、施行日を令和3年10月1日としました。

4 今後のスケジュール（案）

- 令和3年 2月 議案提出
- 3月 環境生活農林水産常任委員会（議案の審議）  
議決後条例公布、施行（第19条および第20条を除く）
- 4月 条例周知
- 10月 条例施行（第19条および第20条）

「三重県交通安全条例（仮称）」の基本的な考え方（中間案）に係る  
意見公募の結果概要

1 意見募集期間

令和2年10月9日（金）～令和2年11月9日（月）

2 意見募集の結果

- (1) 意見提出者数 5名  
(2) 意見数 73件

【項目別意見数】

項目	意見数
全般	1
基本的施策全般	1
前文	1
1. 目的	3
2～5. 各主体の責務と役割	4
6. 道路交通環境の整備	7
7. 子ども、高齢者等への配慮	2
8. 飲酒運転の根絶	1
9. 歩行者のルール遵守	5
10. 自転車運転者のルール遵守	6
11. 自動車運転者のルール遵守	8
12. 交通安全教育の推進	4
13. 広報及び啓発	4
15. 公共交通の利用促進	3
16. 高齢運転者の事故防止対策	4
17. 交通事故被害者等支援	3
18. 自転車損害賠償責任保険等への加入	5
19. 自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等	1
20. 先進安全運転技術等への対応	2
21. 外国人に対する交通安全に関する知識の普及等	3
22. 交通安全運動	1
25. 交通死亡事故多発非常事態宣言等	3
26. 財政上の措置	1

### 3 主なご意見に対する対応

「三重県交通安全条例（仮称）の基本的な考え方（中間案）に対する意見募集の結果」（別紙1－2）のとおりです。

### 4 対応状況

対 応 区 分		件数
①反映する	最終案や条例案に意見や提案内容を反映させていただくもの	36
②反映済み	意見や提案内容が既に反映されているもの	5
③参考にする	最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	14
④反映又は参考にさせていただくことが難しいもの		8
⑤その他	(①から④に該当しないもの)	10
合計		73

## 三重県交通安全条例（仮称）の基本的な考え方（中間案）に対する意見募集の結果

<①反映する（最終案や条例案に意見や提案内容を反映させていただくもの） ※抜粋>

No	中間案における該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	1. 基本的施策全般	第2章6.から26.まで記載されていますが、基本的施策中、根幹をなすのは、「系統的な交通安全教育」と「安全な道路環境づくり」と思われ、記載順位の再考が必要だと考えます。	ご意見のとおりと考えますので、第2章の最上位に「道路交通環境の整備」、次に「交通安全教育の推進」を位置づけました。 【別紙3 第10条及び11条】
2	6. 道路交 通環境の 整備	2中「子ども、高齢者、障がい者」を「子ども、高齢者等」と定義しているが、交通安全の配慮が必要な主体は他にも妊産婦等が想定されるので、「子ども、高齢者、障がい者」の部分は、「子ども、高齢者、障がい者その他の交通弱者」といった形で包括的なものとしてはどうか。少なくとも「子ども、高齢者及び障がい者」としてはどうか。	ご意見を参考に、「子ども、高齢の歩行者、障がいのある歩行者等（以下「子ども等」という。）」と修正しました。 【別紙3 第10条】
3	18. 自 転車 損害賠 償責任保 険等への 加入	自転車は車両です。車検・免許制度はなく誰もが簡単に気軽に乗れる物ですが、走る凶器になります。人身事故が減少しているからとの発想ではなく、被害者救済のことを考えれば、一定の費用負担を強いるぐらいで良いと考えます。当県は、車が無ければ生活しづらい地域です。自動車保険に個人賠償責任補償特約（ご家族も含む）があります。それらを付帯することで別途加入しなくてもよくなります。	いただいたご意見とともに、有識者、警察、各種関係団体などから構成される条例検討委員会、県庁内での議論も踏まえ、「加入義務」とさせていただきました。また、「自転車損害賠償責任保険等」を「自転車の運行によって他人の生命又は身体が害された場合における損害を補償することができることができる保険又は共済をいう。」と定義し、保険の形態（自転車保険、特約等）は問わない形としています。 【別紙3 第19条】

※その他、条例上適切な文言の使用に関するご意見（その他、及び、並びに等の用法）等をいただき、条例に反映しています。

＜③参考にする（最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの） ※抜粋＞

No	中間案における該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	8. 飲酒運転の根絶	「県は、三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例（平成二十五年三重県条例第七十号）で定めるところにより、飲酒運転の根絶に関する取組を推進します。」というように、三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例との関係を明記してはどうか。	本条例は交通安全全般について規定する理念条例であり、飲酒運転の根絶に関する詳細は、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」で別途規定しています。ついては、本条文で、改めて、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例で定めるところにより」と規定しませんが、関係性を踏まえ、取組を推進します。 【別紙3 第13条】
2	10. 自転車運転者のルール遵守	最低限の乗車装備を徹底させるべきである。	ヘルメット等の乗車装備の着用促進については、既に「第10次三重県交通安全計画」に盛り込んでいるため、条例に規定しませんが、いただいたご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。 【別紙3 第5条】
3	12. 交通安全教育の推進	三重県教育委員会では、有識者による「高校生の交通安全教育検討委員会」を立ち上げ、同委員会での協議結果を反映し「高等学校交通安全指導要項」を42年ぶりに改定しました。この中では、免許を取得した高校生に対する交通安全教育についても触れられており、当該項目にも反映することが必要だと考えます。	本県の高校生に対する交通安全教育については、お示しいただいた「高等学校交通安全指導要項」において既に盛り込まれているため、直接条例に反映しませんが、交通安全教育については、引き続き、教育委員会等と連携しながら対応させていただきます。 【別紙3 第11条】



＜④反映参考にさせていたことが困難なもの ※抜粋＞

No	中間案 における 該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	6. 道路交通環境の整備	6-1. 区画線の維持・管理 白線：道路管理者、黄線：公安（警察）となっており、結果として県の予算から支出されていると思われませんが、一括で整備できませんか？警察予算だけではいつまでたっても整備されない。	路面標示のうち、道路標示（横断歩道等）は道路交通法に基づき県警察が、区画線等は道路法に基づき道路管理者が設置し、設置後の維持管理は設置者によって行われており、県警察と道路管理者が連携し、施工箇所や時期の調整を図りながら整備を進めています。 【別紙3 第10条】
2	10. 自転車運転者のルール遵守	ルールではないが、自転車の所有者を確認するには防犯登録しかない。万が一交通事故に遭遇した際に、防犯カメラやドライブレコーダーは普及しているといっても、逃げられ泣き寝入りするのが大半である。何かしらの対応はできないものか？	防犯登録については、直接交通安全に関連する性質のものではないため今回の条例への反映は控えさせていただきます。 【別紙3 第5条】
3	25. 交通事故多発非常事態宣言等	2 中「該当市町の実情に応じた対策」は、その前に「市町、関係行政機関、交通安全関係団体等」が出てくるのに「市町」にしか対応していないので、「それぞれの主体に係る実情に応じた対策」などとしてはどうか。	「当該市町の実情に応じた対策」中における「市町」は、対策を講じる「主体（関係機関、交通安全関係団体等）」を意味するのではなく、事故が多発している「地域」を意味するため、この記載とさせていただきます。 【別紙3 第26条】

<⑤その他（①～④に該当しないもの） ※抜粋>

番号	中間案 における 該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	6. 道路交通環境の整備	<p>6-3. 交通弱者への配慮（公共交通）</p> <p>エアコンの設置と雨風に触れないような停留所を全てにおいて導入してもらいたいのが本音であるが、難しいのは理解している。ただ、道路脇にあるような停留所の周りには雑草や道路にそっぽ向いたような停留場などがある。足場も悪く動線ぐらいはバリアフリー化など整備してもらえないか？事業者も改善に取り組んでいれると思う。さらなる公共交通（バス）離れにつながらないか心配している。</p>	<p>バス停留所の設置にあたっては、バス事業者が設置場所の道路や土地の管理者、所轄警察署等と協議して決定しているところですが、いただいたご意見につきましては、停留所の管理や改善を扱うこととなる交通事業者にお伝えします。</p> <p><b>【別紙3 第10条】</b></p>

「三重県交通安全条例（仮称）の基本的な考え方（中間案）」に係る  
市町への意見照会の結果概要

### 1 意見募集期間

令和2年10月9日（金）～令和2年11月9日（月）

### 2 意見募集の結果

- (1) 意見提出市町数                      2市町  
(2) 意見数                                      4件

#### 【項目別意見数】

項目	意見数
2～5. 各主体の責務と役割	1
15. 公共交通の利用促進	1
18. 自転車損害賠償責任保険等への加入	1
21. 外国人に対する交通安全に関する知識の普及等	1

### 3 ご意見に対する対応

「三重県交通安全条例（仮称）の基本的な考え方（中間案）」に係る市町への意見照会の結果」（別紙2-2）のとおりです。

### 4 対応状況

対 応 区 分	件数
①反映する                      最終案や条例案に意見や提案内容を反映させていた だくもの	1
②反映済み                      意見や提案内容が既に反映されているもの	1
③参考にする                      最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提 案内容を参考にさせていただくもの	2
④反映又は参考にさせていただくことが難しいもの	0
⑤その他                              (①から④に該当しないもの)	0
合計	4

## 三重県交通安全条例（仮称）の基本的な考え方（中間案）に係る市町への意見照会の結果

## ＜①反映する（最終案や条例案に意見や提案内容を反映させていただくもの）＞

番号	中間案 における 該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	18. 自 転 車 損 害 賠 償 責 任 保 険 等 へ の 加 入	以前から市の自転車の駐車対策の協議会で市民代表からご意見をいただいておりますので、加入の義務化をしてほしいと思います。罰則はないとはいえ、義務化すれば強く加入を求められることができますので加入促進の効果はあると思います。	いただいたご意見とともに、有識者、警察、各種関係団体などから構成される条例検討委員会、県庁内での議論も踏まえ、「加入義務」とさせていただきます。 <b>【別紙3 第19条】</b>

## ＜②反映済み（意見や提案内容が既に反映されているもの）＞

番号	中間案 における 該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	2～5. 各 主 体 の 責 務 と 役 割	本条例において市町、県民及び事業者の責務、役割を明記するなから県の責務として施策実現に向けた補助金等の財源確保、充実にされるべきと考えます。	本条例は、既に「財政上の措置」を盛り込んでいます。 <b>【別紙3 第27条】</b>

＜③参考にする（最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの）＞

番号	中間案 における 該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	15. 公共交通の 利用促進	公共交通を利用したくても電車・バス等が走っていない地域が多く免許返納すると生活ができない方が多くを占めます。施策として公共交通が充実した地域のみで可能な免許返納の政策だけではなく、後付け支援装置補助など車を運転しなければならぬ方の実態に応じた政策を明記すべきだと考えます。	本条例は交通安全全般に係る理念条例であり、個別具体的な施策（政策）については、必要に応じて計画、実施要綱等に反映していくこととしますが、今後の参考にさせていただきます。 <b>【別紙3 第16条】</b>
2	21. 外国人 に対する交 通安全に関 する知識の 普及等	外国語による掲載情報の拡充を図ること、情報発信の強化に取り組むよう盛り込んでいただきたい。	本条例は交通安全全般に係る理念条例であり、外国語による掲載情報の拡充等個別具体的な施策については条例に盛り込みませんが、今後の参考にさせていただきます。 <b>【別紙3 第22条】</b>

## 「三重県交通安全条例（仮称）」（最終案）

## 前文

私たちの生活は、「車社会」の進展とともに経済的、文化的に豊かになった。

また、交通を取り巻く情勢は、道路交通環境の向上や先進安全運転技術等の普及など、日々変化している。

一方、依然として、私たちは、交通事故の危険性と常に隣り合わせにあり、被害者となれば、身体的又は精神的に大きな苦痛を受けることとなる。また、車両を運転していれば、誰しもが交通事故の加害者となる可能性があり、刑事上、民事上及び行政上の重大な責任を負うこととなる。このように、交通事故とは、被害者にとっても、加害者にとっても、また双方の家族にとっても大きな悲しみと損害をもたらす出来事である。

交通事故の根絶は全県民共通の切なる願いであり、そのためには、県民一人ひとりが、交通事故の根絶のために何を為すべきか主体的に考え、交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践していこうとする高い交通安全意識を持つことが第一歩である。

ここに、私たちは、県、市町、県民、事業者等が一体となり、交通安全対策に全力で取り組むことを決意し、誰もが暮らしやすい安全で安心な三重の実現をめざすため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

## (目的)

**第一条** この条例は、交通安全に関し、県等の責務並びに市町、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、交通事故の防止を図るための施策について基本的な事項を定めることにより、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進し、もって、誰もが暮らしやすい安全で安心な三重の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 道路 法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。
- 三 車両 法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。
- 四 自動車等 法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。
- 五 スマホ等 スマートフォン、携帯電話端末、タブレット端末又はこれらに類する物をいう。
- 六 歩きスマホ スマホ等の画面を注視し、又は操作しながら歩行することをいう。

(県の責務)

**第三条** 県は、交通安全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、交通安全に関する総合的な施策を実施するに当たっては、国、市町、県民、事業者及び交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体(以下「交通安全関係団体」という。)と緊密に連携を図るよう努めるものとする。

3 県は、県民及び事業者が取り組む交通安全に関する活動を促進するよう努めるものとする。

(自動車等運転者の責務)

**第四条** 自動車等運転者は、交通安全に関する法令を遵守するとともに、飲酒運転、速度違反、横断歩行者等妨害、妨害運転、スマホ等を使用しながら運転する行為等が交通事故を引き起こす原因となることを認識し、歩行者及び他の車両の運転者の安全に配慮しなければならない。

(自転車運転者の責務)

**第五条** 自転車運転者は、交通安全に関する法令を遵守するとともに、飲酒運転、信号無視、歩行者妨害、スマホ等を使用しながら運転する行為等が交通事故を引き起こす原因となることを認識し、歩行者及び他の車両の運転者の安全に配慮しなければならない。

2 自転車運転者は、車両の運転者であることを自覚し、保有する自転車について、自身又は自転車の小売を業とする者(以下「自転車小売業者」という。)による定期的な点検整備を行うよう努めなければならない。

(歩行者の責務)

**第六条** 歩行者は、交通安全に関する法令を遵守するとともに、歩きスマホその他の注意力が散漫となる行為は慎み、他の歩行者、車両の運転者及び自身に危険を生じさせないように努めなければならない。

(市町の役割)

**第七条** 市町は、県の施策と相まって、当該市町の実情に応じた交通安全に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(県民の役割)

**第八条** 県民は、交通安全に対する理解を深め、その日常生活において、交通ルールの遵守及び交通マナーの向上に努めるものとする。

2 県民は、県、市町及び交通安全関係団体が実施する交通安全に関する施策及び活動に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第九条** 事業者は、その事業の用に供する車両の安全な運行を確保するとともに、従業員に対し交通安全教育を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、その業務に従事する運転者に対して飲酒、過労、病気等の理由により正常な運転をすることができないおそれがないかどうかの確認をする等危険な運転の防止に必要な措置を講じるものとする。

第二章 基本的施策

(道路交通環境の整備)

**第十条** 県は、交通安全施設等の整備、実情に合った見直しその他の必要な措置を講じるものとする。

2 県は、前項の措置を講じるに当たっては、子ども、高齢の歩行者、障がいのある歩行者等（以下「子ども等」という。）の安全の確保が図られるよう配慮するものとする。

3 県は、国、市町及び道路交通環境の整備を行う機関と連携して、危険箇所等を点検し、道路交通環境の状況を把握するよう努めるものとする。

(交通安全教育の推進)

**第十一条** 県は、県民が交通安全の重要性について理解を深め、安全な行動をとることができるよう、家庭、学校、職場等において、それぞれの心身の発達及び地域特性に応じた交通安全教育が行われるための取組を推進するものとする。

(子ども等への配慮)

**第十二条** 県民及び事業者は、子ども等の交通事故を防止するため、信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車両の一時停止その他子ども等が安全に道路を通行できるよう配慮するものとする。

(飲酒運転の根絶)

**第十三条** 県は、飲酒運転の根絶に関する取組を推進するものとする。

(広報及び啓発)

**第十四条** 県は、県民及び事業者の交通安全に対する関心及び理解を深めるとともに、積極的な活動が促進されるよう、必要な広報及び啓発を行うものとする。

2 県は、自動車の運行によって他人の生命、身体又は財産が害された場合における損害を補償する保険又は共済並びに自転車運行によって他人の生命又は身体が害された場合における損害を補償することができる保険又は共済（以下「自転車損害賠償責任保険等」という。）の加入に係る啓発及び情報提供を行うものとする。

(情報発信)

**第十五条** 県は、安全かつ円滑な道路交通の実現に資するため、道路交通情報、事故発生情報等を迅速かつ的確に発信するものとする。



(公共交通機関の利用促進)

**第十六条** 県は、交通事故の抑制を図るため、市町及び公共交通事業者と連携して、県民の公共交通機関の利用促進に努めるものとする。

(高齢運転者の事故防止対策)

**第十七条** 県は、高齢者が、加齢に伴う身体機能又は認知機能の低下が運転に及ぼす影響を認識し、並びに安全な運転に必要な技能及び知識を習得することにより、車両の安全運転に資することを踏まえ、交通安全教育その他の事故防止対策の充実を図るものとする。

(交通事故被害者等への支援)

**第十八条** 県は、交通事故の被害者及びその家族に対する支援の充実を図るため、総合的な支援体制の整備に努めるとともに、交通事故に関する相談に応じ、及び必要な情報の提供を行うものとする。

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

**第十九条** 自転車運転者（未成年者を除く。）は、当該運転に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車運転者以外の者により、当該運転に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときはこの限りでない。

2 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者（以下この項において「保護者」という。）は、その監護する未成年者が自転車を運転するときは、当該運転に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該運転に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 人の移動、貨物の輸送等の手段として自転車を事業の用に供する者（以下この項において「自転車利用事業者」という。）は、その事業活動の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

4 自転車を有償又は無償で、継続的に又は反復して貸し付ける事業を行う者（以下「自転車貸付事業者」という。）は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者が当該自転車の運転に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているときは、この限りでない。

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

**第二十条** 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者（以下この項において「自転車購入者」という。）に対し、当該自転車の運転に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するとともに、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供しなければならない。

2 自転車貸付事業者は、その借受人に対し、当該自転車の運転に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供しなければならない。

(先進安全運転技術等への対応)

第二十一条 県は、自動車の安全な運転の支援又は交通事故が発生した場合における被害の軽減に資する技術等（次項において「先進安全運転技術等」という。）の啓発を行うものとする。

2 県は、先進安全運転技術等を県が実施する施策に活用するものとする。

(外国人に対する交通安全に関する教育等)

第二十二条 県は、外国人の交通安全に関する意識の高揚及び交通安全の確保を図るため、外国人に対する交通安全に関する教育及び知識の普及啓発を行うものとする。

(交通安全運動)

第二十三条 県は、国、市町、県民、交通安全関係団体等と連携して、交通安全に関する運動を県民と共に行うものとする。

(表彰)

第二十四条 知事は、交通安全の推進に顕著な功労があった者に対し、表彰を行うものとする。

(交通安全の日)

第二十五条 県は、県民及び事業者が交通安全について関心を深めるとともに、交通安全に関する活動を行う意欲を高めるため、交通安全の日を設けるものとする。

2 交通安全の日は、毎月十一日とする。

(交通死亡事故多発非常事態宣言等)

第二十六条 知事は、県内の全部又は一部の地域において交通死亡事故が多発していると認めるときは、県民に対し、その状況を周知するための宣言等を発し、交通死亡事故を防止するための総合的かつ集中的な対策を推進するものとする。

2 知事は、前項の宣言等を発したときは、市町、関係行政機関、交通安全関係団体等に対して、当該市町の交通情勢に応じた対策を講じるよう求めるものとする。

(財政上の措置)

第二十七条 県は、交通安全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十九条及び第二十条の規定は、令和三年十月一日から施行する。

## 2 三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）（中間案）について

### 1 経緯

「三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）」（令和3年3月策定予定）について、令和2年2月から10月にかけて、三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）策定部会を4回開催し、有識者等からご意見をいただき、中間案（別冊2）を取りまとめました。

### 2 中間案の概要（別紙参照）

#### （1）計画期間

2021年度から2030年度までの10年間

#### （2）めざす姿『県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する持続可能な社会』

- ・あらゆる主体が力を合わせて対策を強化・加速するとともに、従来の延長線上にない技術革新や経済社会システム・ライフスタイルのイノベーションも追求しながら、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロとなった脱炭素社会の実現をめざします。
- ・この計画の目標年度である2030年度には、脱炭素社会の実現につながる高度な低炭素社会が構築されている必要があり、県民一人ひとりが脱炭素社会を共通のゴールとして認識したうえで、その途上にある持続可能な社会の構築に向けて行動することが重要です。

#### （3）基本的な方向

- 方向1 温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変動影響を軽減する「適応」を、気候変動対策の両輪として施策を推進します
- 方向2 SDGsの観点をふまえた環境、経済、社会の統合的向上をめざします
- 方向3 多様な主体との協創を重視します
- 方向4 新型コロナウイルス危機からの復興を気候変動対策とともに進めます

#### （4）削減目標

2030年度における三重県の温室効果ガス排出量について、排出削減・吸収量の確保により、2013年度比で30%削減を目標として掲げることとします。

また、三重県庁における事務・事業の実施により排出される温室効果ガスについて、2030年度までに2013年度比で40%削減することをめざします。

## (5) 施策

### ア 温室効果ガスの削減

部門・分野ごとに削減対策および吸収源対策を整理し、県民、事業者、行政等のあらゆる主体の参画・連携のもと、温室効果ガスの削減に資する施策や取組を総合的に推進します。

### イ 気候変動への適応

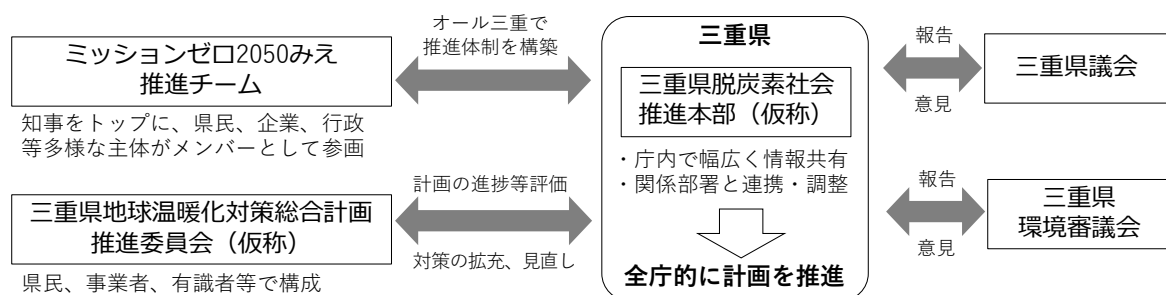
具体的な事象に気候変動がどの程度寄与しているのかなど、科学的に解明できている事例は少ない状況ですが、そうした情報を待っているだけでは対策が手遅れになるおそれがあるため、自然災害の対応や熱中症対策など、気候変動の影響を受けると予測されている各分野の事象に関わる施策を全て適応策と位置付け、各施策を推進します。

### ウ 三重県庁の取組

県自らが行う事務・事業活動に伴って、直接的・間接的に環境に及ぼす影響を継続的に改善するとともに、オフィス活動における省資源、省エネルギー化、公用車の次世代自動車導入等を図り、環境負荷の低減に努め、温室効果ガスの排出量を削減します。

## (6) 推進体制等

- ・新たに「三重県脱炭素社会推進本部（仮称）」を設置し、庁内での幅広い情報共有や、関係部署との連携・調整を図ることで、全庁的に計画を推進します。
- ・多様な主体が参画する「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」を中心とした県民運動の展開をはじめ、さまざまな主体と連携し、オール三重で計画を推進します。
- ・県民、事業者、有識者等で構成する「三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会（仮称）」を設置し、毎年度の温室効果ガスの排出状況や計画の進捗状況等を評価し、必要な対策の追加・拡充または見直しなど継続的な改善を図ります。
- ・温室効果ガス排出状況や施策の進捗状況については、サステナビリティレポートや県ホームページ等で定期的に公表します。
- ・今後の温室効果ガス排出状況の推移、気候変動対策に関する国内外の状況、社会経済情勢の変化等をふまえ、必要に応じて計画の見直しを実施します。



3 今後のスケジュール（案）

令和2年	12月	市町への意見照会、パブリックコメントの実施
令和3年	2月	第5回策定部会（最終案の検討）
	3月	環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明） 環境審議会（最終案の報告、答申） 計画策定・公表



# 三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）（中間案） ～未来のために今、私たちができること～

## 第1章 総論

### 背景

- 世界各地で記録的熱波やハリケーン被害、大規模森林火災など、人類がこれまで経験したことがないような**地球規模の危機**に直面している。
- 全ての国が参加する「**パリ協定**」が2020年からスタートし、気候変動対策は国際的に新しいステージに入った。
- 我が国の温室効果ガス削減目標について、2030年度において**2013年度比26%減**の水準にするとともに、2050年までに80%の排出削減をめざすこととされた。
- 三重県は、2019年12月に、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「**ミッションゼロ2050みえ** ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言し、県が率先して取り組む決意を示した。

### 2030年度に三重県がめざす姿

## 県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する 持続可能な社会

- ✓ 対策を強化・加速するとともに、従来の延長線上にない**技術革新や経済社会システム・ライフスタイルのイノベーション**も追求しながら、**2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロとなった脱炭素社会の実現**をめざします。
- ✓ そのためには、**県民一人ひとりが脱炭素社会を共通のゴールとして認識したうえで、その途上にある持続可能な社会の構築に向けて行動することが重要です。**

### 基本的な方向

- ① 温室効果ガス排出量を削減する「**緩和**」と、気候変動影響を軽減する「**適応**」を、**気候変動対策の両輪**として施策を推進します
- ② SDGsの観点から**環境、経済、社会の統合的向上**をめざします
- ③ **多様な主体との協創**を重視します
- ④ 新型コロナウイルス危機からの復興を**気候変動対策**とともに進めます

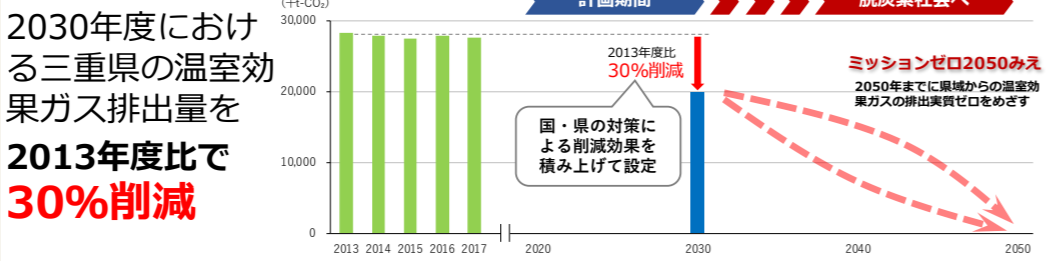


### 前計画における取組

- 「**三重県地球温暖化対策実行計画**」を2012年3月に策定し、各種施策の展開を図り地球温暖化対策に取り組んできました。
- **三重県地球温暖化対策推進条例**を制定（2014年4月1日施行）し、温室効果ガスの排出抑制を計画的に推進するとともに、事業者、県民の意識を高め、自主的かつ積極的な取組の促進を図っています。



### 削減目標

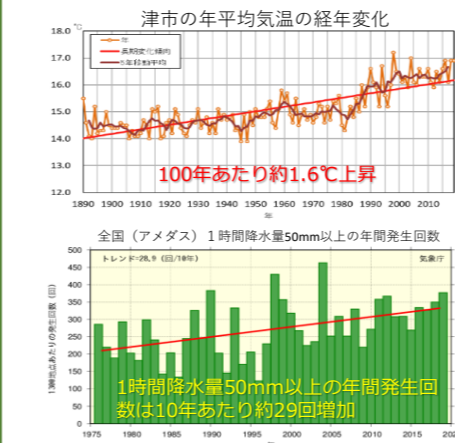


### 削減に向けた取組

温室効果ガスの排出削減対策	産業・業務部門	温室効果ガスの計画的な削減（計画書制度、ZEB） 環境経営の普及（脱炭素経営、テレワーク） 環境・エネルギー関連産業の振興
	運輸部門	移動・輸送の低炭素化（エコ通勤、自転車利用、再配達抑制） 公共交通の充実（維持・活性化、次世代モビリティ等） 道路交通流対策（渋滞の緩和、交通の円滑化）
	家庭部門	低炭素型ライフスタイルへの転換（県民運動、エシカル消費） 住宅の低炭素化（ZEH、長期優良住宅）
	部門・分野横断的対策	再生可能エネルギーの普及促進 未利用エネルギーの利用促進（木質バイオマス、廃棄物） 低炭素なまちづくり（エネルギーの地産地消）
	その他	メタン・一酸化二窒素の排出抑制（最終処分削減） フロン類の管理の適正化（維持管理技術、ノンフロン製品）
吸収源対策	森林の保全（適切な森林整備と多様な森林づくり、県産材の利用促進） 緑地保全・緑化推進（開発行為による負荷の低減、緑化活動） 環境保全型農業の推進 藻場づくりの推進 CO <sub>2</sub> 回収等に関するイノベーションの促進	

## 第3章 気候変動への適応

### 気候変動の影響



### 三重県における主な影響

- 夏期の高温の影響による**コメの品質低下**
- ナシの発芽不良、カキの着色不良、うんしゅうみかんの着色不良・浮皮・果実の日焼け
- イチゴの炭疽病等による生育不良や果実品質の低下
- 暑熱による**乳用牛の乳量低下、肉用牛及び肉用鶏の増体率の低下、採卵鶏の産卵性の低下**
- 高水温期における**アコヤガイ**や**カキ**等のへい死が問題化
- 熱中症による搬送者数の増加
- 紀伊半島大水害（2011年）や平成29年台風第21号（2017年）等の**風水害**が発生

### 今後進めていく主な適応策

<h4>農林水産関係</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高温による<b>コメの品質低下への対策</b></li> <li>◆ うんしゅうみかんの<b>日焼け対策</b>、浮皮対策</li> <li>◆ 高温でも花芽分化への影響を受けにくい<b>早生性</b>で、かつ炭疽病につよい「<b>かおり野</b>」の普及</li> <li>◆ 畜産における<b>暑熱対策</b>（ミスト、扇風機、クーリングパッド、ドリップクーリングなど）</li> <li>◆ 高水温期のカキのへい死の軽減に向けた<b>漁場環境のモニタリング</b>を実施、<b>養殖管理の適正化</b>の促進</li> <li>◆ アコヤガイのへい死の軽減に向けた<b>漁場環境情報の提供体制構築</b>、<b>環境予測技術</b>の開発</li> <li>◆ 高水温に強い黒ノリの新品種「<b>みえのあかり</b>」など<b>新品種の作出</b>、普及</li> </ul>	<h4>健康分野</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>熱中症の予防方法や対処法の啓発</b></li> <li>◆ <b>県内感染症発生情報</b>などの収集・分析、<b>県民や医療関係者</b>などへの迅速な情報提供</li> </ul>
<h4>水環境・水資源分野</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公共用水域などの<b>継続的な水質監視</b></li> <li>◆ 水の安定供給に必要な<b>水資源の確保</b></li> <li>◆ 応急給水などの<b>応援活動</b>を行うための体制整備、<b>情報共有</b></li> </ul>	<h4>自然災害分野</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 県が管理する<b>河川の整備</b></li> <li>◆ 「My まっぷらん+（プラス）」を活用した<b>個人の避難計画・地区防災計画</b>の策定の支援</li> <li>◆ 「<b>三重県版タイムライン</b>」運用</li> <li>◆ 「<b>市町タイムライン基本モデル</b>」を活用した<b>全市町でのタイムライン策定</b>への支援</li> <li>◆ <b>河川の堆積土砂撤去</b></li> <li>◆ 市町が取り組む<b>内水ハザードマップ</b>の作成支援</li> <li>◆ 土砂災害防止施設の整備や基礎調査、<b>土砂災害警戒区域</b>などの指定</li> <li>◆ 危険木の伐採・搬出、<b>森林整備</b>、<b>治山施設</b>などに異常堆積した土砂や<b>流木の撤去</b></li> </ul>
<h4>自然生態系</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>生物多様性の保全</b></li> </ul>	<h4>産業・経済活動・その他</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 民間企業に対して、大規模<b>自然災害発生時の被害軽減</b>と<b>迅速な復旧</b>を促すための<b>BCP（事業継続計画）</b>等の策定支援</li> </ul>

## 第2章 温室効果ガスの削減

## 第4章 三重県庁の取組

**削減目標** 国（業務部門）の削減目標に準じて設定

**県の事務事業に伴う温室効果ガスの排出を2013年度比40%削減**

**主な削減取組**

- 効率的・効果的な施設の**運転管理**、全ての職員による**省エネ・省資源行動**を実践。
- 省エネ性能を重視した**高効率機器等**を積極的に導入。
- **再生可能エネルギー**を県有施設へ率先して導入。
- 公用車の**エコドライブ実践**、**次世代自動車**の導入を進める。
- 職員が率先して職場や家庭、地域において**環境配慮行動**に取り組む。

## 第5章 計画の推進

- 県民、事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしつつ、**各主体が連携して気候変動対策を推進**
- 毎年度の温室効果ガスの排出状況や計画の進捗状況等を公表・評価し、対策の追加・拡充など**継続的に改善**
- 気候変動に関する国内外の状況、社会経済情勢の変化等をふまえ、**必要に応じて計画の見直しを実施**





### 3 三重県循環型社会形成推進計画（仮称）（中間案）について

#### 1 趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第5条の5の規定において、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即した廃棄物の減量や処理等に関する計画を策定することとされています。

前計画の対象期間が令和2年度までであることから、これまでの取組の成果と課題、関連する国や県の計画等、社会経済情勢を踏まえ、10年先を見据えた今後5年間（令和3年度～令和7年度）を対象期間とする新たな計画を策定するものです。

#### 2 中間案の概要

##### （1）基本理念

新たな知見や技術を取り入れ、多様な主体とのパートナーシップでめざす循環型社会  
～循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題解決の両立に向けて～

持続可能な循環型社会の構築をめざし、「ごみゼロ社会の実現」に向けた考え方を施策のベースとしながら、新たな知見や技術を積極的に取り入れるとともに、市町、事業者、NPO等多様な主体とのパートナーシップを強化し、廃棄物の3Rの促進および廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組めます。その中で新たに、三重県における循環関連産業の振興に注力するとともに、一体的にプラスチックごみ対策や食品ロス対策を推進していくことで、社会的課題の解決につなげていきます。

##### （2）計画の目標項目と目標値

本計画の目標項目および目標値については、今後三重県環境審議会での議論をふまえ、最終案でお示しします。

現時点においては、各取組方向で得られる成果のうち代表的な項目を目標として定めるとともに、県内の廃棄物処理に係る全般的な項目（排出量、最終処分量等）を毎年度の取組効果を確認するためのモニタリング指標として設定することを考えています。

##### （3）取組方向と施策

###### ①取組方向1 パートナーシップで取り組む3R

###### 施策1-1 事業者等とのパートナーシップによる取組の推進

廃棄物の3Rのさらなる推進に向けて、ライフサイクルすべての段階で製品に関わる事業者とのパートナーシップは不可欠であることから、事業者をはじめ様々な主体と連携し、資源のスマートな利用など自主的な3Rに係る取組を促進します。また、廃棄物処理業者は、許認可や指導の対象としてだけでなく、循環型社会の構築に向けたパートナーとして位置づけ、業界団体等と協力して資源循環を促進します。

さらに、事業者や関係機関との連携により I C Tをはじめとする多様な手段で、県民に分かりやすく情報発信を行い、環境負荷の低減に向けた行動を促進します。

### **施策 1 - 2 市町との連携の推進**

一般廃棄物の統括的な処理責任を有する市町は重要なパートナーであり、市町と連携し I C T等を活用することで、より効率的・効果的にごみの減量に向けた啓発等を行い、県民の環境意識の向上や行動変容を図ります。また、市町における廃棄物処理事業の I C T化支援や人口減少社会をふまえた新たなごみ処理体制の構築に向けた検討や調整などを行い、国の動向も注視しつつ、さらなる一般廃棄物の発生・排出抑制や再資源化などを推進していきます。

## **②取組方向 2 循環関連産業の振興による 3 R の促進**

### **施策 2 - 1 循環関連産業の育成及び支援**

生産・流通から廃棄等に至るライフサイクル全ての段階で、環境負荷の低減を図りつつ、資源循環を徹底する、いわゆる資源のスマートな利用を促進するため県の公設試験研究機関における企業等との共同研究、廃棄物の減量化等に対する補助、リサイクル設備の導入等の支援により循環関連産業の育成・支援を行います。また、関係する主体が相互に連携し、地域の資源を持続可能なかたちで活用するビジネスの創出に向けて取り組みます。

### **施策 2 - 2 資源の循環的利用の促進**

資源の循環的利用を進めるため、認定リサイクル製品の利用を推進するとともに、原料に再生資源等を用いるなど環境に配慮したリサイクル製品の開発や利用を促進します。また、廃棄物の発生・排出抑制や再資源化を進める中で排出された不要物について、可能な限り再生エネルギーとして活用できるよう関係機関等と連携し取組を進めます。

## **③取組方向 3 廃棄物処理の安全・安心の確保**

### **施策 3 - 1 廃棄物の適正処理と透明性の確保**

廃棄物処理の安全・安心と環境保全を確保するため、電子マニフェストの活用促進、優良認定事業者の育成の推進などを通じ、排出事業者の意識の向上を図りながら、有害物質を含む廃棄物の適正処理を推進します。また、市町における一般廃棄物の適正処理を促進するための支援等を行います。

### **施策 3 - 2 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正**

近年増加傾向にある建設系廃棄物の不法投棄をはじめとする不適正処理に対応するため、解体工事受注者（元請業者）の意識向上を図り、排出事業者責任のさらなる徹底を図る“上流対策”、不法投棄等不適正処理行為者に対して法令に基づく指導を徹底し、行政処分を含め厳正に対応する“下流対策”を進めます。さらにドローンや I C T等の新しい技術を取り入れることによりの確な監視・指導等を行います。

**施策3-3 産業廃棄物の不適正処理の是正の推進**

過去に発生した産業廃棄物の不適正処理事案について、引き続き地元および関係機関と十分に調整し、環境修復事業を産廃特措法の期限までに完了させます。また、事業終了後においても環境モニタリングと地元とのリスクコミュニケーションを実施することにより、地域住民の安全・安心の確保に向けて適切に対応していきます。

**施策3-4 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理の推進**

災害廃棄物を可能な限り迅速かつ適正に処理するため、市町や関係機関と連携し、リサイクルを見据えた仮置場での分別方法や資源化・処理方法などを検討し、必要な対策を講じます。また、災害廃棄物の処理体制をより実効性のあるものにするため、災害廃棄物処理に精通した人材の育成や確保を推進していきます。

**④取組方向4 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決****施策4-1 プラスチック対策の推進**

プラスチックについては、天然資源投入量や二酸化炭素排出量の削減など環境負荷を低減させつつ、資源として可能な限り循環利用することや、流出実態を把握したうえで海域への流出防止などに取り組む必要があることから、「プラスチックの資源循環の高度化」と「海洋プラスチックごみ対策」の2つを柱に取組を促進します。特にプラスチック資源循環の高度化に係る象徴的な取組として、ペットボトルの水平リサイクルを促進するとともに、その取組を契機として県内のプラスチックの資源循環体制の構築を促進します。

**施策4-2 食品ロス等対策の推進**

食品ロスについては、食品ロスの発生抑制に向けて市町や事業者等と連携し家庭系及び事業系それぞれの側面から、行動につながるような仕組みづくりや啓発を行うなど取組を進めます。また、未利用食品が発生した場合の有効活用についても様々な主体と連携し取組を進めていきます。さらに、食品ロスを削減したうえで発生した食品廃棄物については、飼料化や肥料化等が促進されるよう、関係者と連携した取組を進めます。

**⑤取組方向5 3Rの促進に向けた基盤の整備****施策5-1 循環型社会の構築に向けた人材の育成・確保**

事業者団体等と連携しセミナーや講習会を開催することで、3Rの促進に向け排出事業者、廃棄物処理業者それぞれの人材の育成・確保を図ります。

**施策5-2 スマートなシステムの体制整備と情報発信**

様々なコミュニケーションツールを柔軟に活用し、県の取組について情報発信をするとともに、廃棄物行政におけるサービスの質や利便性の向上を図るため、ICTを活用する環境を整備します。

#### (4) 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCA（計画、実行、評価、改善）サイクルに基づき、定期的に廃棄物の排出や処理状況等計画の進捗状況を把握し、取組について評価し、取組の見直しを行っていくことが重要です。

このため、毎年度、「三重県廃棄物施策推進会議」において県民・NPO、事業者、市町等様々な主体と計画の進捗状況を共有し、取組の点検・評価を行い、翌年度の取組の改善につなげることで、計画の実効性を担保していきます。

### 3 今後のスケジュール（案）

令和2年	12月	パブリックコメントの実施 市町からの意見聴取
令和3年	3月	環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明） 環境審議会（最終案の報告、答申） 計画策定、公表

## 基本理念

**新たな知見や技術を取り入れ、多様な主体とのパートナーシップでめざす循環型社会  
～循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題解決の両立に向けて～**

持続可能な循環型社会の構築をめざし、「ごみゼロ社会の実現」に向けた考え方を施策のベースとしながら、新たな知見や技術を積極的に取り入れるとともに、市町、事業者、NPO等多様な主体とのパートナーシップを強化し、廃棄物の3Rの促進及び廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組みます。そのなかで新たに、三重県における循環関連産業の振興に注力するとともに、一体的にプラスチックごみ対策や食品ロス対策を推進していくことで、社会的課題の解決につなげていきます。

## 目標項目及び目標値

本計画の目標項目及び目標値については、今後三重県環境審議会での議論を踏まえ、最終案でお示しします。

## 取組方向と施策

取組方向1 パートナーシップで取り組む3R	
<b>施策1-1 事業者等とのパートナーシップによる取組の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業界団体等との連携による事業者の3Rの促進</li> <li>○ 資源のスマートな利用の促進</li> <li>○ 多量排出事業者による取組の促進</li> <li>○ 模範となる3Rに係る取組に対する表彰</li> <li>○ 関係機関との連携による啓発活動</li> <li>○ 事業者と連携した取組の推進</li> </ul>	<b>施策1-2 市町との連携の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般廃棄物の3Rの促進</li> <li>○ 将来を見据えた市町ごみ処理体制の諸課題への対応</li> <li>○ 資源物の循環的利用(リサイクル)の促進</li> <li>○ ごみの持つ未利用エネルギー活用の促進</li> <li>○ ごみ処理の広域化</li> </ul>
取組方向2 循環産業等の振興による3Rの促進	
<b>施策2-1 循環産業等の育成及び支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産業廃棄物の発生抑制等に向けた支援</li> <li>○ 循環産業等の振興につながる人材の育成・確保</li> <li>○ 廃棄物リサイクル技術の研究開発</li> <li>○ 地域循環共生圏の構築に向けたモデルづくり</li> </ul>	<b>施策2-2 資源の循環的利用の促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定リサイクル製品の普及・利用拡大</li> <li>○ 環境に配慮した製品の利用促進</li> <li>○ 資源ごとの循環的利用の戦略的促進</li> <li>○ 各種リサイクル法に基づく取組の促進</li> <li>○ 廃棄物エネルギーの活用促進</li> </ul>
取組方向3 廃棄物処理の安全・安心の確保	
<b>施策3-1 廃棄物の適正処理と透明性の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者への適正処理に向けた指導等</li> <li>○ 適正処理に向けた市町への支援等</li> <li>○ PCB廃棄物の適正処理の推進</li> <li>○ 電子manifestの活用促進</li> <li>○ 優良認定事業者の育成</li> <li>○ 最終処分場周辺環境整備事業</li> </ul>	<b>施策3-3 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境修復事業</li> <li>○ 環境モニタリングとリスクコミュニケーション</li> </ul>
<b>施策3-2 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産業廃棄物処理の監視・指導</li> <li>○ 建設系廃棄物対策</li> <li>○ 不法投棄等の防止に向けた取組の推進</li> </ul>	<b>施策3-4 災害廃棄物の適正処理の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害廃棄物の処理体制の整備</li> <li>○ 災害廃棄物処理を担う人材の育成・確保</li> </ul>
取組方向4 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決	
<b>施策4-1 プラスチック対策の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高度なリサイクルシステム構築の検討・促進</li> <li>○ 産業廃棄物税を活用した研究開発等の支援</li> <li>○ 海域へ流出させないための適正処理の促進</li> <li>○ 環境負荷の低減に資する取組の促進</li> <li>○ 登録制度を活用した取組の促進</li> <li>○ 県民や事業者への情報発信</li> </ul>	<b>施策4-2 食品ロス等対策の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭系食品ロスの削減</li> <li>○ 事業系食品ロスの削減</li> <li>○ 関係部署との連携</li> </ul>
取組方向5 3Rの促進に向けた基盤の整備	
<b>施策5-1 循環型社会の構築に向けた人材の育成・確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資源循環を担う人材の育成</li> <li>○ 社会的課題に対応した人材の育成・確保</li> </ul>	<b>施策5-2 スマートなシステムの体制整備と情報発信</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ICTを活用した環境整備</li> <li>○ Web等を活用した情報発信</li> </ul>

## 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCA（計画、実行、評価、改善）サイクルに基づき、定期的に廃棄物の排出や処理状況等計画の進捗状況を把握し、取組について評価し、取組の見直しを行っていくことが重要です。

このため、毎年度、「三重県廃棄物施策推進会議」において県民・NPO、事業者、市町等様々な主体と計画の進捗状況を共有し、取組の点検・評価を行い、翌年度の取組の改善につなげることで、計画の実効性を担保していきます。



## 4 各種審議会等の審議状況について

(令和2年9月17日～令和2年11月19日)

## 1 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	令和2年10月23日
3 委員	会 長 東福寺 一郎 副会長 林 千智 委 員 大川 暢彦 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和2年度事業の取組および令和3年度以降の取組方針について、意見交換を行った。
6 備考	次回開催日： 令和2年12月11日(予定)

## 2 三重県総合博物館協議会

1 審議会等の名称	三重県総合博物館協議会
2 開催年月日	令和2年11月10日
3 委員	会 長 山田 康彦 副会長 大西 かおり 委 員 岩崎 奈緒子 他12名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和2年度事業の取組および令和元年度外部評価結果等について、意見交換を行った。
6 備考	次回開催日：令和3年7月頃(予定)

## 3 三重県環境影響評価委員会小委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会小委員会
2 開催年月日	令和2年10月29日
3 委員	小委員会委員長 塚田 森生 他10名
4 諮問事項	(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	環境影響評価法に基づく環境影響評価図書について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

## 4 三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）策定部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）策定部会
2 開催年月日	令和2年10月27日
3 委員	部会長 朴 恵淑 部会長代理 立花 義裕 委員 井川 洋子 他7名
4 諮問事項	三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）の策定について
5 調査審議結果	三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）中間案について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

## 5 三重県環境学習情報センター指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	三重県環境学習情報センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和2年10月20日
3 委員	委員長 荻原 彰 委員 小川 友香 他3名
4 諮問事項	三重県環境学習情報センター指定管理者の選定について
5 調査審議結果	申請者からの事業計画の概要等に係る説明を受け、質疑応答および総合審査が行われ、指定管理候補者が選定された。
6 備考	次回開催日：なし

## 6 三重県多文化共生推進会議

1 審議会等の名称	第35回三重県多文化共生推進会議
2 開催年月日	令和2年10月2日（書面開催）
3 委員	会長 松井 真理子 委員 江成 幸 他12名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和元年度事業の報告および令和2年度事業の取組等について、書面にて意見交換を行った。
6 備考	次回開催日：未定



## 7 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	(1) 令和2年9月18日 (全体会) (2) 令和2年11月18日 (第1部会) (3) 令和2年11月18日 (第2部会)
3 委員	全体会 会 長 小川 眞里子 副会長 中嶋 豊 委 員 上島 邦彦 他15名 第1部会 部会長 三田 泰雅 副部会長 上山 千秋 委 員 小川眞里子 他6名 第2部会 部会長 藤枝 律子 副部会長 森 徹雄 委 員 今村 潤二 他6名
4 諮問事項	第3次三重県男女共同参画基本計画の策定について
5 調査審議結果	(1) 第3次三重県男女共同参画基本計画 (中間案) の審議が行われた。 (2)、(3) 令和2年度中間評価について審議が行われた。 また、第3次三重県男女共同参画基本計画 (最終案) の審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和2年11月25日

## 8 三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和2年10月15日
3 委員	委員長 山口 直範 委 員 黒田 朱里 他3名
4 諮問事項	三重県交通安全研修センター指定管理者の選定について
5 調査審議結果	申請者からの事業計画の概要等に係る説明を受け、質疑応答および総合審査が行われ、指定管理候補者が選定された。
6 備考	次回開催日：なし

## 9 三重県環境審議会 三重県廃棄物処理計画部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 三重県廃棄物処理計画部会
2 開催年月日	令和2年11月5日
3 委員	部会長 酒井 俊典 部会長代理 花嶋 温子 委員 小川 和之 他12名
4 諮問事項	三重県循環型社会形成推進計画（仮称）の策定について
5 調査審議結果	三重県循環型社会形成推進計画（仮称）中間案について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：未定